

忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務」に係る優先交渉権者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務

(2) 業務内容

忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 委託見積限度額

委託料の上限は7,040,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. プロポーザルに係る日程

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 公募開始日     | 令和8年4月6日（月）                       |
| (2) 質疑受付期間    | 令和8年4月6日（月）<br>令和8年4月27日（月）午後5時まで |
| (3) 質問の回答日    | 令和8年5月1日（金）を予定                    |
| (4) 参加申込受付期間  | 令和8年4月6日（月）<br>令和8年4月30日（木）午後5時まで |
| (5) 参加資格通知日   | 令和8年5月8日（金）を予定                    |
| (6) 企画提案書受付期間 | 令和8年4月6日（月）<br>令和8年5月14日（木）午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年5月21日（木）を予定                   |
| (8) 結果通知予定日   | 令和8年5月28日（木）を予定                   |
| (9) 契約及び公表日   | 令和8年6月上旬を予定                       |

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たしているこ

とを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から優先交渉権者の特定の日までにおいて、忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 忠岡町暴力団排除条例（平成 24 年忠岡町条例第 1 号）に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 最新の消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 主たる事務所の所在地における最新の地方税の未納がないこと。
- (8) 宗教活動や支持活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 個人情報 の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じており、プライバシーマークの付与を受けていること。
- (10) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できる体制を有すること。
- (11) 月 1 回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が本町を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ることが可能なこと。
- (12) 平成 30 年度以降に健康増進計画、食育推進計画の策定業務を各 1 件以上受託し、完成した実績があること。（上記 2 計画を一体的に策定した業務実績がある場合は、両計画の策定実績が 1 件ずつあるものとみなす）

## 7. 質疑・応答

- (1) 提出方法：別添の質問書（様式 3）により、メールにて提出すること。  
その際、メールの件名は「【事業者名】忠岡町第 3 次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務」とし、送信した際にはその旨を電話連絡すること。
- (2) 提出先：忠岡町役場健康福祉部 健康づくり課【保健センター】  
E-mail tadaokakenkou@town-tadaoka.jp  
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出期限：令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (4) 回答日：令和 8 年 5 月 1 日（金）を予定
- (5) 回答方法：回答予定日に質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、町ホームページに回答を掲載する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

## 8. 参加申込について

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び忠岡町契約規則（平成 11 年規則第 7 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類：

・ 様式 1 「参加申込書」 1 部

・ 様式 2 「会社概要書」 1 部

※最新のもの。（パンフレット等の使用も可）

・ 忠岡町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

a 法人にあっては、登記簿謄本（現在事項証明書または、履歴事項証明書）

b 個人にあっては、身分証明書の写し

c 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

d 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

e 忠岡町暴力団排除条例に係る誓約書

### (2) 提出場所：〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

忠岡町役場健康福祉部 健康づくり課【保健センター】

### (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。

なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

### (4) 提出期限：令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで（必着）

## 9. 審査資料の提出等について

### (1) 提出書類：提出書類は下記の①～⑥とする。

① 企画提案書…正本 1 部、副本 6 部

② 同種業務実績書（様式 4）…7 部

※ 健康増進計画、食育推進計画の実績を記載すること。

※ 本町もしくは大阪府内の実績を優先的に記載すること。

※ 平成 30 年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む）

※ 実績を証明する書類は契約書の写し等を添付すること。

※ 関連会社の実績は含めないこと。

③ 福祉関連計画業務実績書（様式 5）…7 部

※ 福祉関連計画とは、地域福祉計画、介護保険事業計画、子ども子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画を指すこととする。

※ 本町もしくは大阪府内の実績を優先的に記載すること。

※ 平成 30 年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む）

※ 実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。

※ 関連会社の実績は含めないこと。

④ 業務実施体制調書（様式6） …7部

⑤ 見積書（様式任意） …2部

※ 予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

⑥ プライバシーマーク登録証（写し） …2部

(2) 提出場所：「8. 参加申込について」(2)と同様

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。

※郵便の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出期限：令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）

## 10. 企画提案書の作成について

(1) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

(2) 頁数の制限はしないが、別紙仕様書に基づいた記載とすること。

## 11. 審査について

### (1) 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。提出書類は、本町において、別紙「忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務評価要領」に記載の評価項目に基づいて、提出書類①～⑥による書類審査とプレゼンテーションで総合的に評価し、優秀であると認められた者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、以下のとおり実施する。なお、プレゼンテーションの開始時間及び実施場所は、企画提案書受付期間終了後に、企画提案書を提出した事業者それぞれに連絡する。

・実施予定日：令和8年5月21日（木）

・プレゼンテーションの参加人数は3人以内とする。

・1事業者あたり、説明20分、質疑応答10分（合計30分）

・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとし、評価項目に沿って説明すること。

・プレゼンテーションは参加事業者が1者の場合でも行う。

### (3) 優先交渉権者の選定方法

・提出された企画提案書を基にプレゼンテーション等を通して、審査基準に基づき、忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、当該業務について最適な者を優先交渉権者として選定する。

・委員会の審議は非公開とする。

・優先交渉権者は選定委員会委員（以下「選定委員」という。）全員の合計点数の最高得点者とす

るが、最低基準点を満たしていない場合は優先交渉権者として選定しない。

- ・最低基準点は60点（満点の6割）×参加委員人数とする。
- ・全ての提案者の企画提案内容が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- ・最高得点者が2者以上いる場合、提案金額の安価な順で順位をつける。
- ・優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった企画提案者のうち、選定委員全員の合計得点が上位であった者から順に、委託契約についての交渉を行うものとする。
- ・企画提案者が1者の場合、当該提案が最低基準点以上であれば優先交渉権者として決定することができる。

#### (4) 審査結果の通知

- ・審査の結果通知日 令和8年5月28日（木）を予定。  
合否に関わらず全ての提案者に文書及び電子メールにて通知する。

#### (5) 優先交渉権者の決定

- ・審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

### 1 2. 契約

#### (1) 契約締結日 令和8年6月上旬（予定）

#### (2) 契約の締結

選定した優先交渉権者と町が協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、採用になった案について、町との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもある。又、下記のいずれかに該当し優先交渉権者と契約が締結できない場合は、審査結果において、評価点が次に高い提案者と協議を行う。

- ① 優先交渉権者が審査後、本要領【6. 参加資格】の要件を満たすことができなくなったとき。
- ② 優先交渉権者と仕様の詳細について協議が整わない等契約交渉が成立しないとき。
- ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

#### (3) 著作権等

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物の著作権を含む全ての知的財産は、原則として忠岡町に帰属する。

#### (4) 委託料の支払い

本業務に係る費用については、業務完了後、令和8年度の業務完了後、支払うものとする。なお、仕様書のとおり履行されない場合や不正等が明らかになった場合の委託料の返還については、契約代金の支払い後であっても同様とする。

### 1 3. 契約に関する留意事項

#### (1) 損害賠償

本業務の遂行中に、受託者が町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報

告し、町の指示に従うものとする。また損害賠償の責任は受託者が負うものとする。

## (2) 事故

本業務の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況を町に報告しなければならない。

## 1 4. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出期限以降における差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

## 1 5. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、忠岡町情報公開条例(平成11年条例第8号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者の決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 1 6. その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を忠岡町に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

【8. 参加申込について】記載の提出書類又は【9. 審査資料の提出等について】記載の提出書類の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により、担当課宛てに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が【3. 委託見積限度額】を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番-1号

忠岡町役場健康福祉部 健康づくり課【保健センター】

(開庁時間：午前9時～午後5時)

電話：0725-22-1122（代表）

FAX：0725-22-8663

E-mail：tadaokakenkou@town-tadaoka.jp